

資 料

（個人所得課税）

目 次

I. 個人所得課税の負担水準と近年の改正の動向

・ 国民負担率及び租税負担率の推移（対国民所得比）	2
・ 国民負担率の内訳の国際比較	3
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）	4
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	5
・ 個人所得課税の負担額及び実効税率（夫婦子2人の場合）	6
・ 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較	7
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	9
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）	10
・ 個人所得課税の負担額及び実効税率（単身の場合）	11
・ 所得税の負担率の推移（対国民所得比）	12
・ 所得税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）	13
・ 所得税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	14
・ 所得税の負担額及び実効税率（夫婦子2人の場合）	15
・ 所得税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	16
・ 所得税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）	17
・ 所得税の負担額及び実効税率（単身の場合）	18
・ 所得税収の推移（一般会計分）	19
・ これまでの税制改革	20
・ 個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）	21
・ 所得税の課税最低限	22
・ 最近の主な所得税の改正	23
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）	24
・ 公的年金等に係る課税の仕組み－年金課税の見直し－	25
・ モデル年金額と課税最低限	26
・ 個人所得課税の定率減税	27
・ 税源移譲のポイント	28

II. 所得税の基本的な仕組み個人所得課税の負担水準と近年の改正の動向

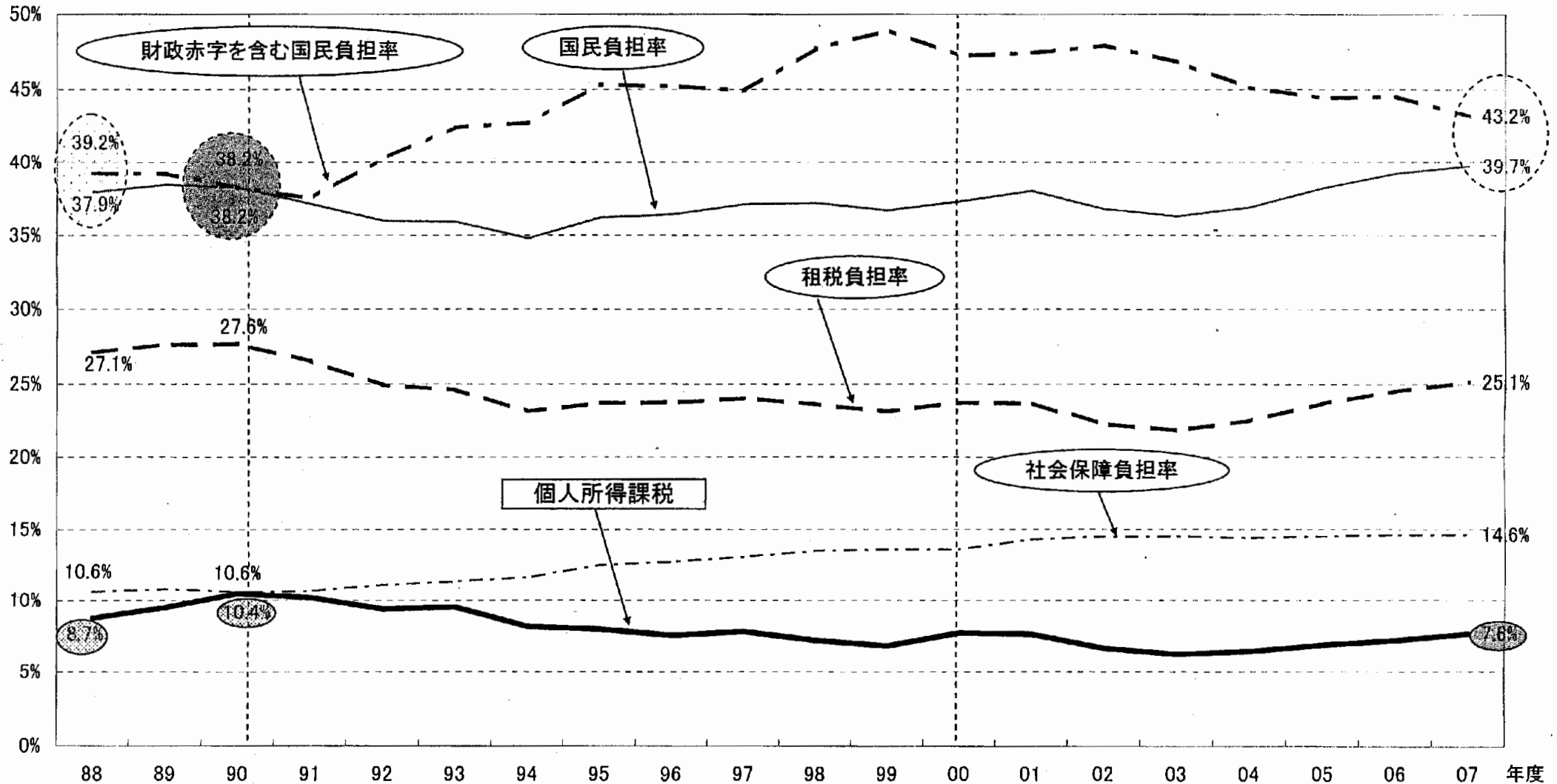
・ 所得税計算の仕組み（イメージ）	30
・ 各種所得の対象・計算方法	31
・ 事業所得者の所得税額計算のフローチャート	32
・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	33
・ 課税ベース（イメージ図）	34
・ 給与所得者の課税ベース（給与収入に占める課税所得の割合）	35
・ 人的控除の概要	36
・ 基礎的な人的控除について（所得税）	37
・ その他の所得控除制度の概要（所得税）	38
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）	39
・ 退職所得の課税方式	40
・ 所得税・個人住民税の税率構造（夫婦子2人）	41
・ 所得税の税率構造の国際比較（イメージ）	42
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告者）数割合の国際比較	43
・ 所得税における課税所得階級別の納税者等	44
・ 所得税における給与収入階級別の納税者数及び所得税額のシェア（平成17年分）	45

III. 参考

・ 所得のジニ係数の推移	47
・ 総人口の推移（明治以降）	48
・ 出生数及び合計特殊出生率の推移	49
・ 年齢区分別人口割合・平均年齢の推移	50
・ 家族類型別世帯数の推移	51
・ 共働き等世帯数の推移	52
・ 就業形態別の労働力人口の推移	53
・ 雇用形態別の雇用者数等の推移	54

Ⅰ． 個人所得課税の負担水準と近年の改正の動向

国民負担率及び租税負担率の推移(対国民所得比)



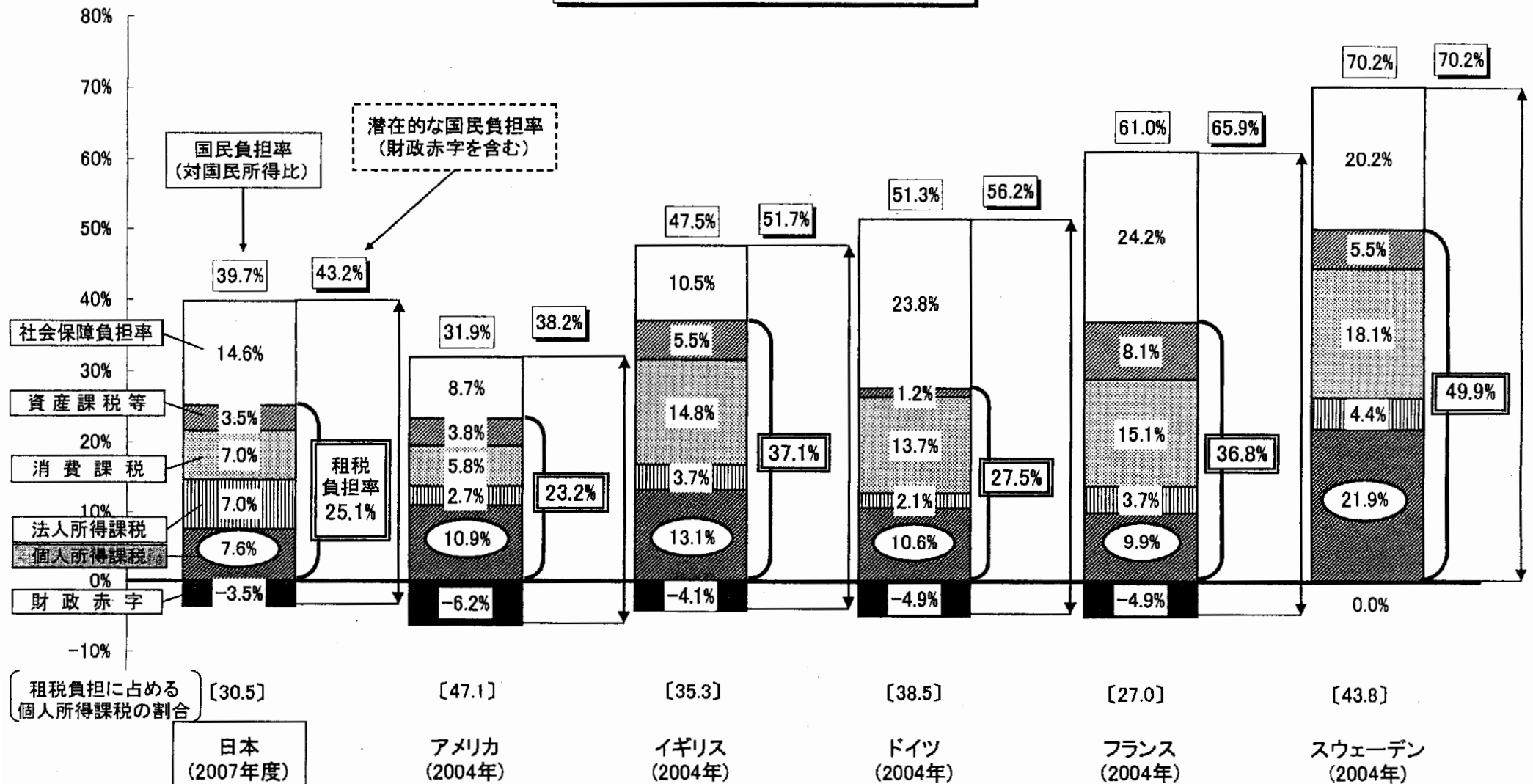
(注) 1. 2005年度までは実績、2006年度は実績見込み、2007年度は当初見込である。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 1998年度の財政赤字を含む国民負担率は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2003年度の財政赤字を含む国民負担率は、本四公団債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2006年の財政赤字を含む国民負担率は、財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計へ繰入れ(12.0兆円)を除いたベース。

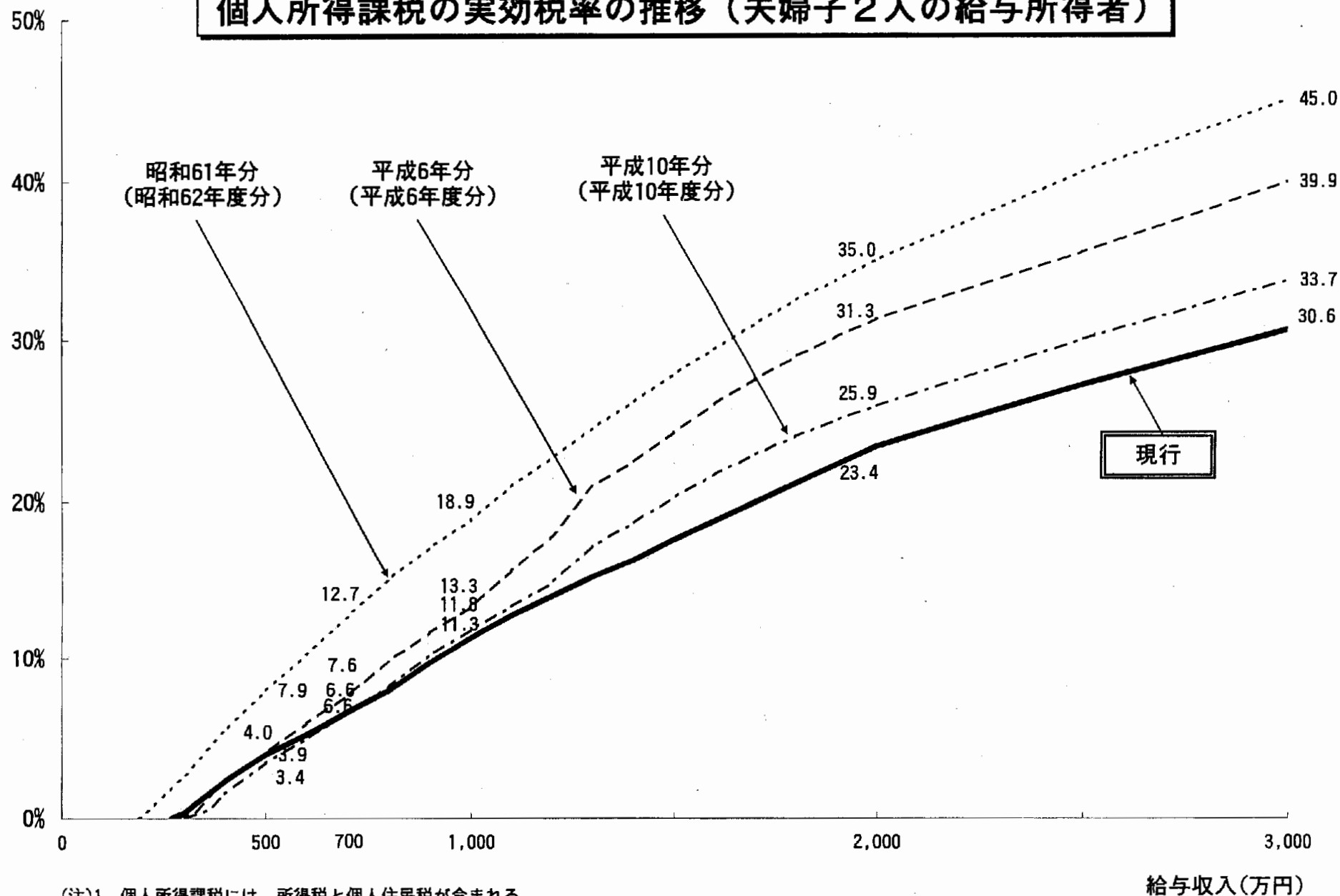
4. 1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1989年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担に関する計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2005" 及び同 "National Accounts 1993-2004" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）

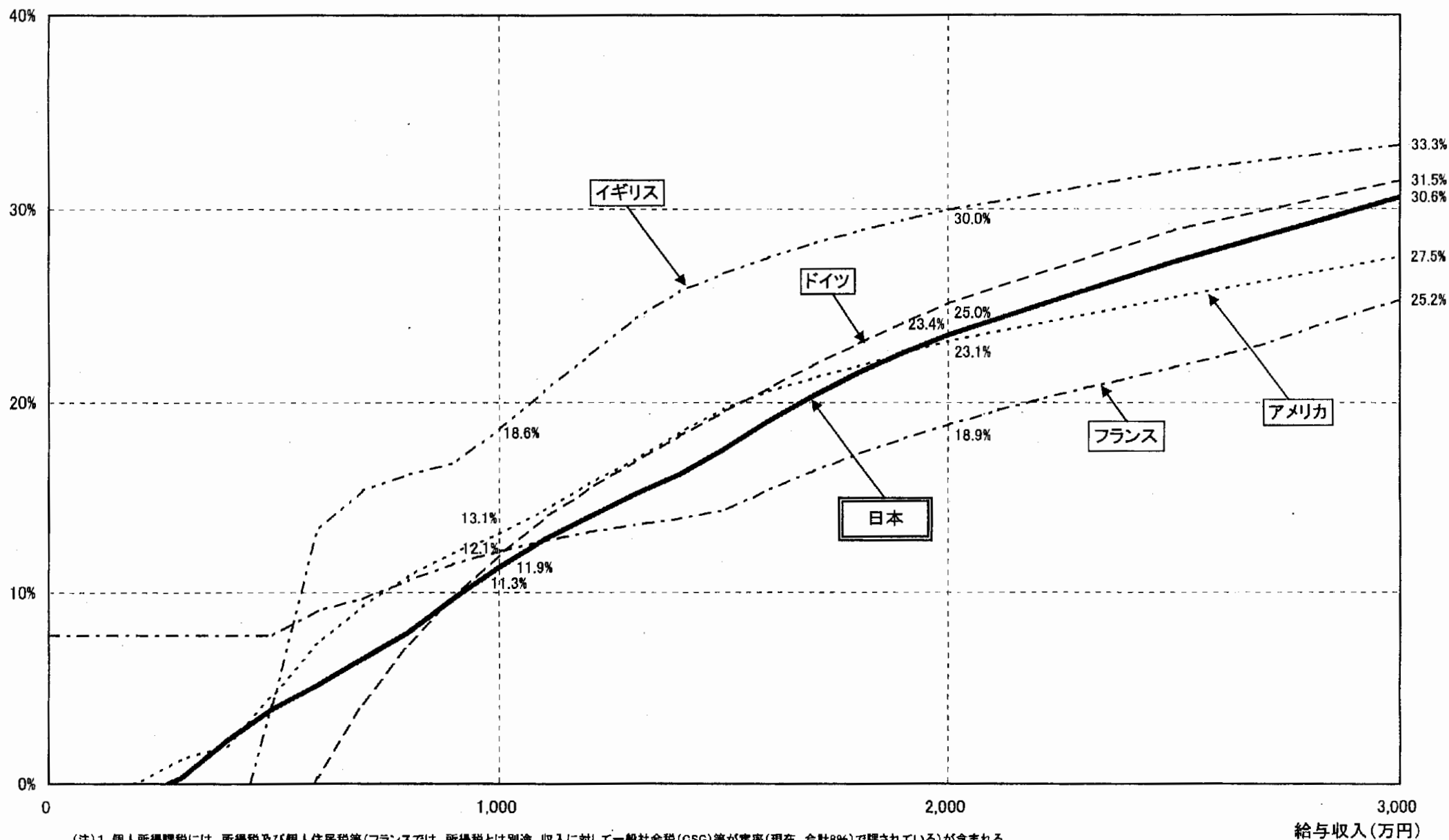


- (注) 1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税が含まれる。
 2. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

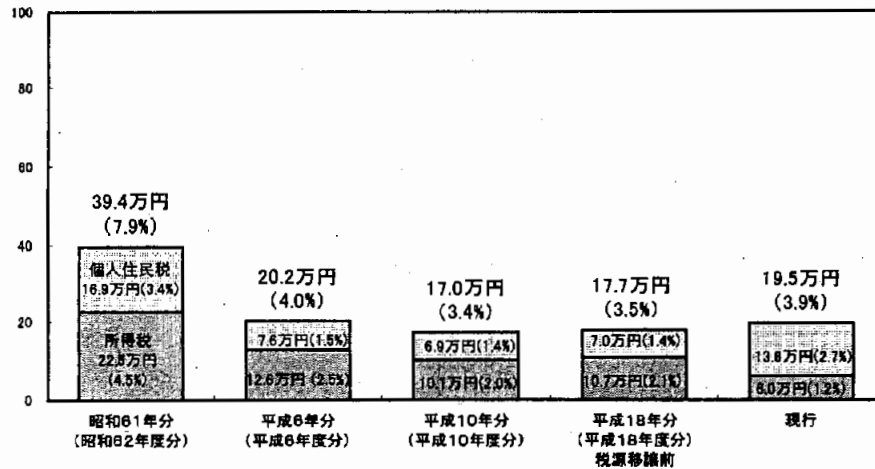
(2007年7月現在)



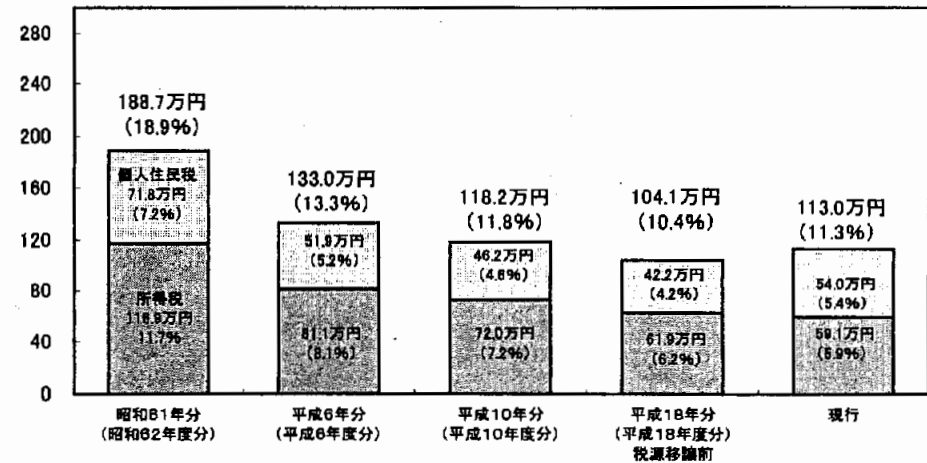
- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
 6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の負担額及び実効税率 (夫婦子2人の給与所得者)

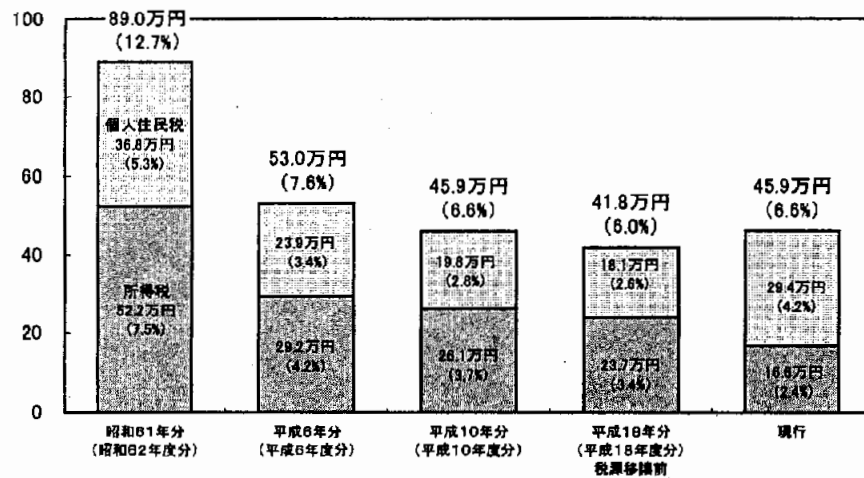
○ 給与収入500万円



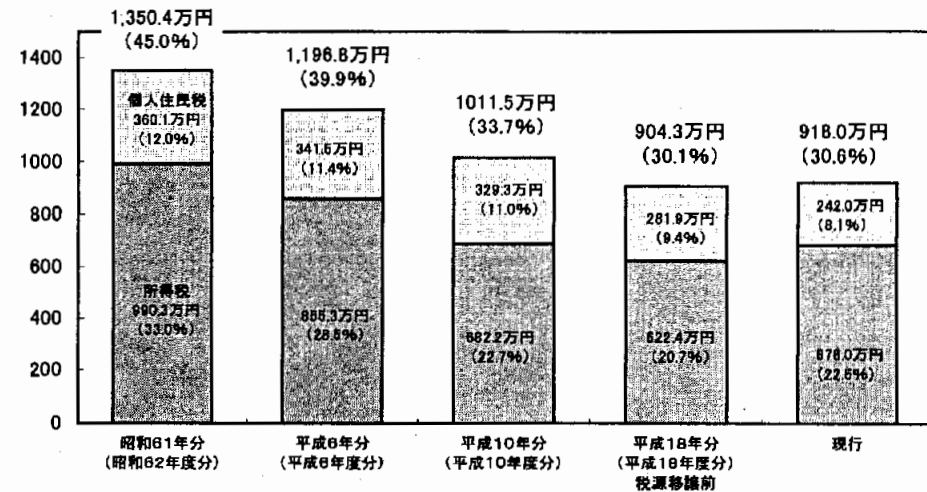
○ 給与収入1,000万円



○ 給与収入700万円



○ 給与収入3,000万円



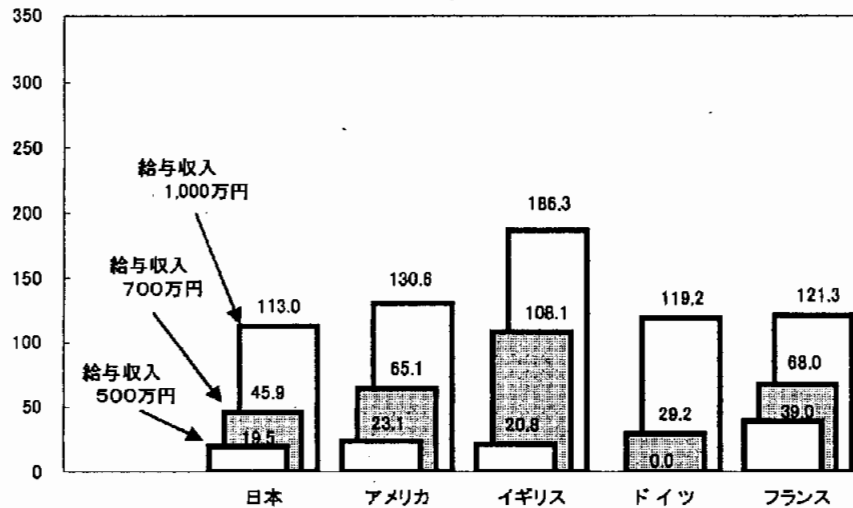
- (注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 3. () 書きは実効税率である。
 4. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の負担額及び実効税率である。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較 ①

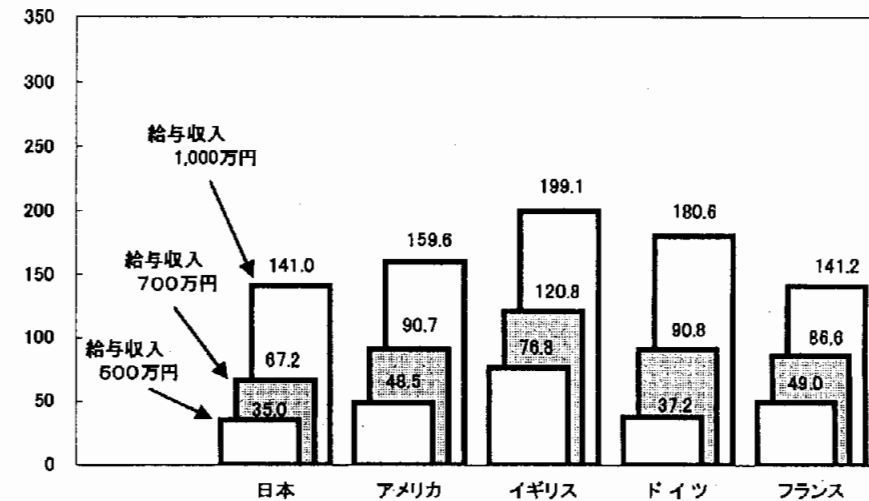
(2007年7月現在)

(単位: 万円)

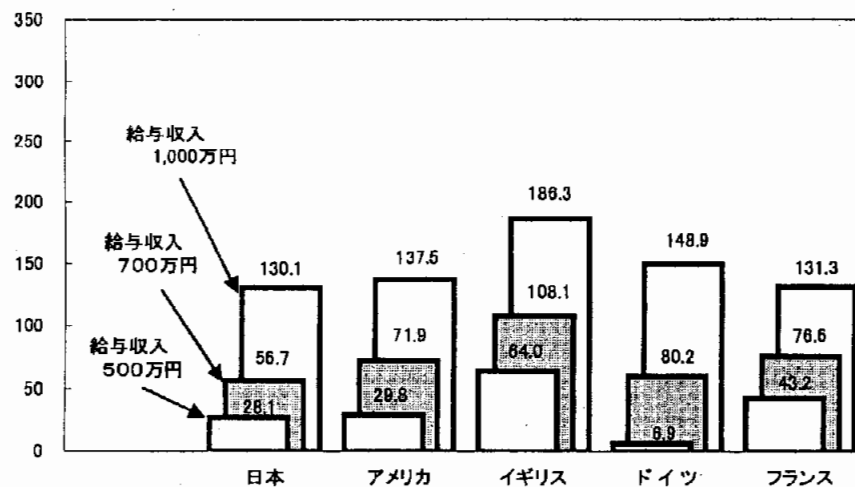
夫婦2人



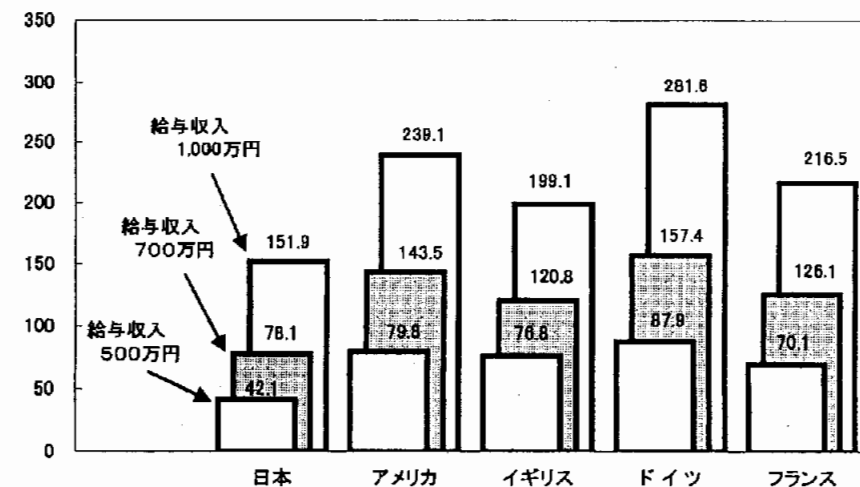
夫婦のみ



夫婦1人



単身

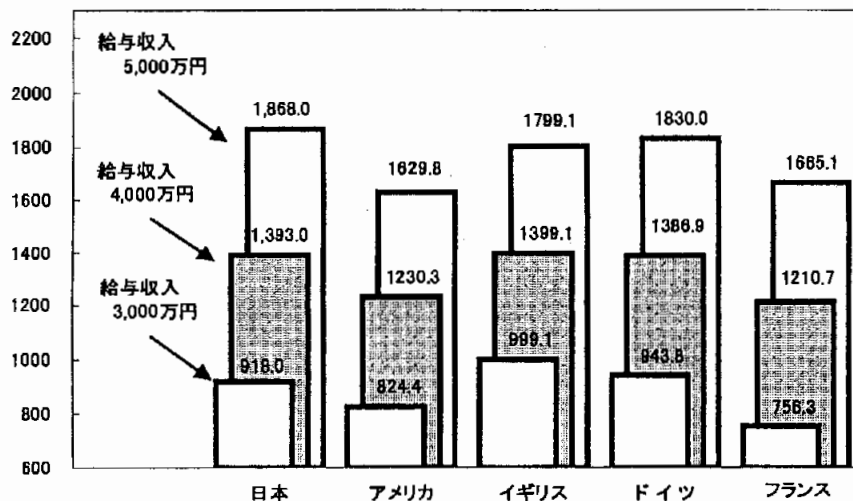


- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(GSQ)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は夫婦2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは夫婦1人の場合はその子を、夫婦2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは夫婦1人、夫婦2人の場合とも全ての子を1歳以上としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較 ②

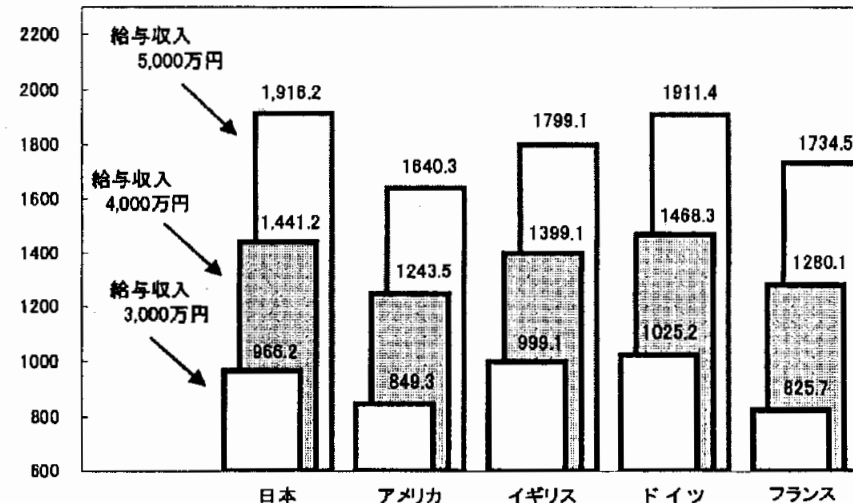
(2007年7月現在)

夫婦2人

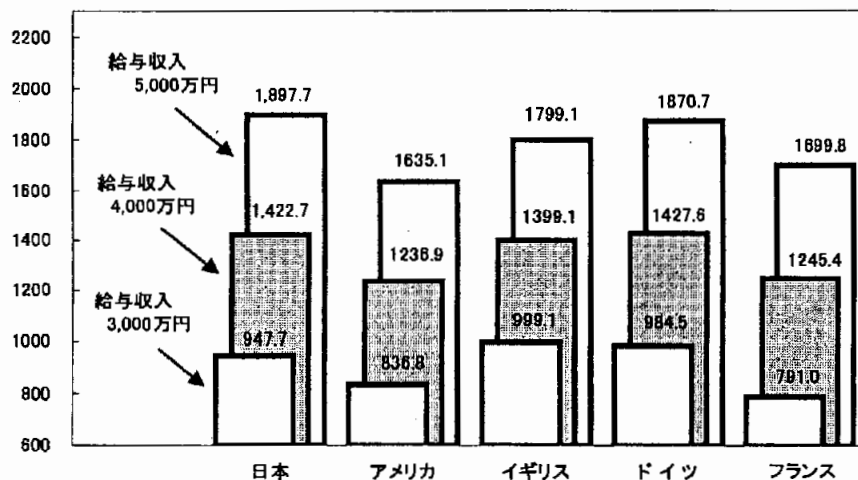


夫婦のみ

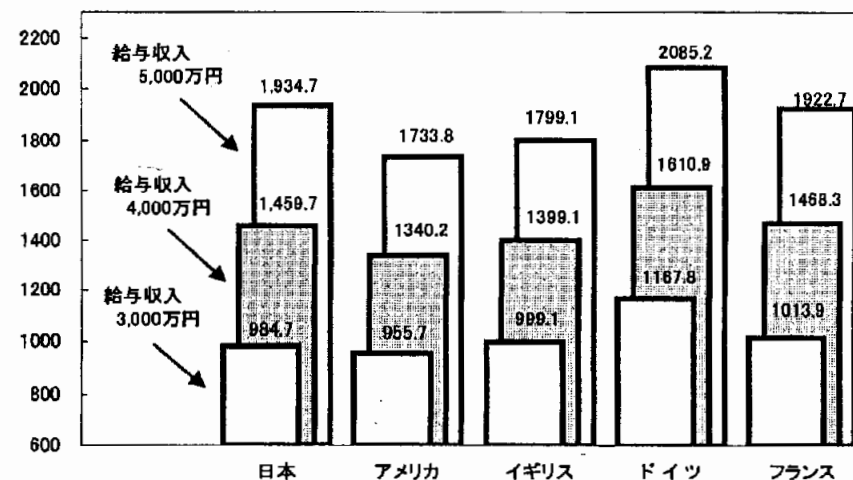
(単位: 万円)



夫婦1人



単身



- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(GSQ)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は夫婦2人の場合には子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは夫婦2人の場合にはその子を、夫婦2人の場合には子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは夫婦1人、夫婦2人の場合とも全ての子を1歳以上としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。